

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例	八
○福島県スポーツ推進審議会条例	八
○福島県地域医療再生臨時特例基金条例及び福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例	九
○福島県建設業法関係手数料条例の一部を改正する条例	九
○職員に対する特別ほう賞に関する条例の一部を改正する条例	八

条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例、職員に対する特別ほう賞に関する条例の一部を改正する条例、福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例、福島県スポーツ推進審議会条例、福島県地域医療再生臨時特例基金条例及び福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例及び福島県建設業法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県条例第八十四号

福島県税条例等の一部を改正する条例

(福島県税条例の一部改正)

第一条 福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第一項中「五千円」を「二千元」に改め、同項第三号中「第四十一条の十八の三」を「第四十一条の十八の二第二項」に改め、同条第二項中「五千円」を「二千元」に改める。

第三十八条の四第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十九条の六第二項中「第七十二条の二第九項第一号から第五号まで」を「第七

十二条の二第十項第一号から第三号まで及び第五号」に改める。
第三十九条の十七第一項及び第三十九条の十九第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十九条の二十二第一項第一号中「補てんされる」を「補填される」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。
二 災害により自己の所有に係る住宅及び家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅及び家財の価格の十分の三以上であり、かつ、第二十四条第二項の規定により算定した前年中の所得が五百万円以下である個人

第三十九条の二十二第六項中「第一項第二号又は第三号」を「第一項第三号又は第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「同項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同項第二号又は第三号」を「同項第三号又は第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第二号に該当する者に対する事業税の減免は、災害の発生した日の属する年度の初日の属する年の前年中の事業に係る事業税に限るものとし、その減免すべき税額は、当該年の事業に係る事業税額に、同号に規定する損害金額がその住宅及び家財の価格の十分の三以上二分の一未満である者にあつては十分の二・五を、同号に規定する損害金額がその住宅及び家財の価格の二分の一以上である者にあつては十分の五をそれぞれ乗じて得た額に相当する額とする。

4 同一の災害により第一項第一号及び第二号のいずれにも該当する者に対して減免すべき税額は、前二項の規定にかかわらず、第二項の規定により算定した額又は前項の規定により算定した額のうちいずれか多い額とする。
第四十条の三第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「第三十八条の三」を「第三十八条」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を第十項とし、第十三項を第十一項とし、第十四項を削り、同条第十五項中「第三十九条の二の三」を「第三十九条の二の二」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項を同条第十三項とする。

第四十条の八第一項及び第四十条の十第一項中「三万円」を「十万円」に改める。
第四十条の十三第一項中「第三十九条の二の四第一項」を「第三十九条の二の三第一項」に、「第三十九条の二の四第二項」を「第三十九条の二の三第二項」に改める。
第四十条の十六の二中「第四十条の十六の十第一項」を「第四十条の十六の七第一項」に改める。

第四十条の十六の四の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を「都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社(以下この条において「再開発会社」という。)が同法第二十一条第一号に規定する第二種市街地再開発事業(以下この条において「第二種市街地再開発事業」とい

う。)の施行に伴い同法」に、「この項」を「この条」に、「建築工事の完了の公告があつた日」を「同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日(第四十条の十六の七第一項において「建築工事の完了の公告があつた日」という。)」に、「第四十条の十六の十第一項」を「第四十条の十六の七第一項」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項を同条とする。

第四十条の十六の五を削る。
第四十条の十六の六第一項中「及び次条第二項」を削り、「第三十九条の六」を「第三十九条の五」に改め、同条第二項中「第三十九条の七」を「第三十九条の六」に改め、同条を第四十条の十六の五とする。

第四十条の十六の七の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第一項中「第三十九条の七の二」を「第三十九条の七」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十条の十六の六とする。

第四十条の十六の八及び第四十条の十六の九を削る。

第四十条の十六の十第一項中「第四十条の十六の七」を「前条」に改め、「施設建築物の敷地の取得について第四十条の十六の四第一項若しくは第二項の規定の適用があると認める場合若しくは防災施設建築物敷地若しくは個別利用区内の宅地の取得について同条第六項の規定の適用があると認める場合は三年以内、施設建築物の取得について同条第一項若しくは第二項の規定の適用があると認める場合、施設住宅の敷地の取得について同条第五項の規定の適用があると認める場合、施設住宅の取得について同項の規定の適用があると認める場合は六月以内、施設建築物の敷地の取得について同条第六項の規定の適用があると認める場合は六月以内、施設建築物の敷地の取得について同条第三項の規定の適用があると認める場合、施設建築物の取得について同項の規定の適用があると認める場合若しくは」を削り、「同条第四項」を「第四十条の十六の四」に、「不動産の取得について同項」を「不動産の取得について同条」に、「第四十条の十六の五若しくは第四十条の十六の六第一項」を「第四十条の十六の五第一項」に改め、「外国人留学生の寄宿舎の用に供する土地の取得について第四十条の十六の八の規定の適用があると認める場合若しくは現物出資に係る土地の取得について前条の規定の適用があると認める場合」を削り、「第四十条の十六の六第二項」を「同条第二項」に、「第三十九条の七」を「第三十九条の六」に改め、「又は外国人留学生の寄宿舎の用に供する家屋の取得について第四十条の十六の八の規定の適用があると認める場合は三年以内」を削り、同条第二項中「第四十条の十六の六第二項」を「第四十条の十六の五第二項」に改め、同条を第四十条の十六の七とする。
第四十条の十九第五項第一号中「滅失又は損かいた」を「滅失し、又は損壊した」に改め、同項第二号中「滅失又は損かいた」を「滅失し、又は損壊した」に、「二年」を「三年」に改める。

第四十一条の九の次に次の一条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第四十一条の九の二 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第四十一条の七第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限

までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき期限は、その発付の日から十日以内とする。

第四十二条の三第二号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第六條第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項」に改める。

第四十二条の十二第二項中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十二条の十六中「第九条」を「第八条の十三」に改める。

第四十九条中「附則第十条の二の五第三項」を「附則第十条の二の六第三項」に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第五十二条の二 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて第四十九条の規定による申告書を同条各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき期限は、その発付の日から十日以内とする。

第二章第七節の二中第五十八条の二十七の次に次の一条を加える。

(軽油引取税の減免)

第五十八条の二十八 知事は、災害その他特別の事情により必要があると認める軽油引取税の納税者に対し、納税者の申請により軽油引取税を減免することができる。

2 前項の規定により軽油引取税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、納期限までに知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名)

二 減免を受けようとする軽油の数量及び税額

三 減免を受けようとする年月

四 減免を受けようとする理由

第六十一条第一項第一号ア(1)中「附則第十二条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

第六十六条第一項及び第六十八条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第六十九条第一項第一号中「補てんされる」を「補填される」に改め、同項に次の一号を加える。

十三 災害その他特別な事情により使用することができない期間がある自動車として知事が認める自動車

第六十九条に次の二項を加える。

11 第一項第十三号に該当する自動車に係る自動車税の減免すべき税額は、使用できなかつた期間に応じ月割をもつて計算した額とする。

12 第一項第十三号に該当する自動車に係る自動車税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、納期限までに知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名）

二 自動車の種類及び用途並びに乗車定員又は最大積載量

三 定置場

四 登録番号

五 減免を受けようとする理由

第七十八条第一項、第八十条第一項、第九十六条の九第一項及び第九十六条の十一第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

附則第五条の四第一項第三号及び第五条の四の二第一項第二号中「第四十一条の十」の下に、「第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三」を加える。

附則第五条の五中「五千元」を「二千元」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第五条の六 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第二十六条の三第一項及び第二項並びに前条の規定の適用については、第二十六条の三第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに前条中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第四条の五第一項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）とする。

附則第六条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年」に、「すべて」を「全て」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「二千頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条の規定にかかわらず」を「附則第五条の五の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「前条」を「附則第五条の五」に改める。

附則第七条の五中「附則第六条」を「附則第五条の五」に改める。

附則第七条の六の次に次の一条を加える。
（特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例）

第七条の六の二 当分の間、租税特別措置法第四条の五第五項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する利子等については、同条第五項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

附則第八条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

附則第八条の三中「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る事業税の減免の特例）

第八条の三の二 東日本大震災により第三十九条の二十二第一項第一号又は第二号に該当することとなつた者に限り、平成二十二年又は平成二十三年の事業に係る事業税についても同条第一項の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「災害の発生した日の属する年度の初日の属する年の前年」とあるのは「平成二十二年中又は平成二十三年」と、同条第七項中「その理由のやんだ日から六十日を経過する日」とあるのは「納期限」とする。

2 知事は、事業税の納税義務者が東日本大震災により死亡した場合は、第三十九条の二十二第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の規定にかかわらず、当該納税義務者に係る平成二十二年中又は平成二十三年中の事業に係る事業税を免除する。

3 第三十九条の二十二第七項の規定は、前項の規定により事業税の免除を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「同項第一号又は第二号に該当する者にあつてはその理由のやんだ日から六十日を経過する日までに、同項第三号又は第四号に該当する者にあつては納期限」とあるのは、「納期限」とする。
附則第九条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「附則第七条第十三項」を「附則第七条第九項」に、「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第十二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項中「附則第七条第二十五項」を「附則第七条第十五項」に、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の三項を加える。

6 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金で施行令附則第七條第十六項に規定するもの若しくは漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第七條第十七項に規定するものの貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項若しくは沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第七條第十八項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行為が行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。

7 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十

六条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行為されたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除する。

8 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら居住として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第七条第十九項に規定するものの新築を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第四十条の三第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら居住として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第七条第十九項に規定するものの新築」と、「含む」と、「一戸につき千二百万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第三十七条の十七に規定するものにつき千二百万円）」とあるのは「当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行為されたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第七条第二十項に規定するものにつき千二百万円」とする。

附則第九条の二第二項中「若しくは第三項」を削る。
附則第九条の四第一項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして施行規則附則第三条の二の十九に規定するもの」を加え、「平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日」を「平成二十三年七月一日から平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら居住として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第九条の三第一項に規定するものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第四十条の三第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行為されたときに限り」と、「住宅（施行令第三十九条の二の三第一項に規定する住宅に限る。以下この項及び次項並びに次条第二項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第三十九条の二の三第二項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家

住宅（その全部又は一部が専ら居住として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第九条の三第一項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第九条の三第二項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。
附則第九条の四第四項を削る。

附則第九条の五第三項中「第四十条の三第十一項」を「第四十条の三第九項」に、「同条第十三項」を「同条第十一項」に、「同条第十五項」を「同条第十二項」に、「場合、附則第九条第一項若しくは第四項」を「場合又は附則第九条第一項」に改め、「前条第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「第四十条の三第十一項、第十三項若しくは第十五項」を「第四十条の三第九項、第十一項若しくは第十二項」に、「附則第九条第一項若しくは第四項又は前条第三項」を「又は附則第九条第一項」に改める。
附則第九条の六第一項中「この条」を「この項及び次項」に、「若しくは第三号に掲げる」を「から第四号までのいずれかに該当する」に改め、同条第二項中「若しくは第三号に掲げる」を「から第四号までのいずれかに該当する」に改め、同条に次の二項を加える。

3 警戒区域設定指示（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次条第一項において同じ。）が市町村長に対して行つた法附則第五十五条の二第一項第一号に掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在した家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者又は施行令附則第三十一条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、第四十条の十九第五項第二号の規定にかかわらず、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

4 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者又は施行令附則第三十一条第四項第二号から第四号までのいずれかに該当する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地

で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、第四十条の十九第五項第二号の規定にかかわらず、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第九条の六の次に次の一条を加える。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の減免の特例）

第九条の七 知事は、計画的避難区域設定指示（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が平成二十四年三月三十一日まで市町村長に対して行つた、住民に対し避難のための計画的な立退きを行うことを求める指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該計画的避難区域設定指示に係る計画的避難区域設定指示区域（計画的避難区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在した家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者（以下この項において「家屋所有者」という。）又は次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「家屋所有者等」という。）が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対しては、家屋所有者等の申請により、第四十条の十九第五項第二号の規定にかかわらず、当該取得が同日から当該計画的避難区域設定指示が解除された日から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額に第四十条の四の税率を乗じて得た額を限度として、当該代替家屋に係る不動産取得税を減免することができる。

一 家屋所有者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

二 代替家屋に個人である家屋所有者と同居するその者の三親等内の親族

三 家屋所有者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

2 知事は、計画的避難区域設定指示が行われた日において当該計画的避難区域設定指示に係る計画的避難区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者（以下

この項において「土地所有者」という。）又は次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「土地所有者等」という。）が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対しては、土地所有者等の申請により、第四十条の十九第五項第二号の規定にかかわらず、当該取得が同日から当該計画的避難区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額に第四十条の四の税率を乗じて得た額を限度として、当該土地に係る不動産取得税を減免することができる。

一 土地所有者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

二 個人である土地所有者（以下この号において「個人土地所有者」という。）の三親等内の親族で、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の上にある代替家屋に当該個人土地所有者と同居する者又は当該土地の上に新築される代替家屋に当該個人土地所有者と同居する予定であると知事が認める者

三 土地所有者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象土地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

3 前二項の規定によつて不動産取得税の減免の申請をしようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、それぞれ該当する不動産の取得があつたことを証明することができる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名）

二 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格

三 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格

四 減免を受けようとする事由

五 その他規則で定める事項

4 東日本大震災により滅失し、又は損壊した不動産（以下この項において「被災不動産」という。）に代わるものと知事が認める不動産の取得（前条又は第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の不動産の取得を除く。）に係る第四十条の十九第五項第二号の規定の適用については、次に掲げる者は、当該被災不動産の所有者とみなす。

一 被災不動産の所有者（法人を除く。次号において同じ。）の相続人

二 被災不動産の所有者と同居する三親等内の親族

三 被災不動産の所有者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併によ

り設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災不動産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

5 前項に規定する知事が認める不動産の取得に係る第四十条の十九第六項の規定の適用については、同項中「納期限前七日」とあるのは「納期限」とする。

附則第十条第六項を削る。

附則第十条の二の十を附則第十条の二の十二とし、附則第十条の二の九を附則第十条の二の十一とし、附則第十条の二の八を附則第十条の二の十とする。

附則第十条の二の七第二項中「附則第十条の二の七第一項各号」を「附則第十条の二の九第一項各号」に改め、同条第三項中「附則第十条の二の七第一項」を「附則第十

十条の二の九第一項」に、「附則第十条の二の七第三項」を「附則第十条の二の九第三項」に改め、同条を附則第十条の二の九とする。

附則第十条の二の六を附則第十条の二の八とし、同条の前に次の一条を加える。

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除）

第十条の二の七 警戒区域設定指示区域内の第四十三条第一項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該警戒区域設定指示区域内に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者（第四十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）又は施行令附則第三十二条第四項第二号若しくは第三号に掲げる者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が次に掲げる自動車で施行令附則第三十二条第二項各号に掲げるもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

一 警戒区域設定指示が行われた日から継続して当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内にあつた第四十三条第一項の自動車で、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの

二 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内にあつた第四十三条第一項の自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるものの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車 当該警戒区域設定指示が解除された日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号において「引

取業者」という。）に引き渡したものの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該警戒区域設定指示が解除された日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したものの

三 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあつた第四十三条第一項の自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したものの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したものの

2 前項の規定の適用については、法附則第五十二条第四項から第七項までに規定するところによる。

附則第十条の二の五第一項及び第二項中「附則第十条の二の三第四項」を「附則第十条の二の四第四項」に改め、同条を附則第十条の二の六とする。

附則第十条の二の三第一項中「附則第十条の二の五」を「附則第十条の二の六」に改め、同条第二項中「附則第十条の二の五第一項」を「附則第十条の二の六第一項」に改め、同条第三項第一号中「附則第十条の二の五」を「附則第十条の二の六」に改め、同号中「附則第十条の二の五第一項第一号」を「附則第十条の二の六第一項第一号」に改め、同号中「附則第十条の二の五」を「附則第十条の二の六」に改め、同条第二号中「附則第十条の二の五第二項」を「附則第十条の二の六第二項」に改め、同条第八項中「附則第十条の二の五第一項」を「附則第十条の二の六第一項」に改め、同条を附則第十条の二の四とし、附則第十条の二の二の次に次の一条を加える。

（自動車取得税の非課税の対象となる路線）
 第十条の二の三 法附則第十二条の二の二第二項に規定する条例で定める路線は、国が交付する車両購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供するバス路線のうち二以上の市町村の区域にわたる路線で地域住民の生活に必要なものとして知事が認めるものとする。

附則第十条の七の次に次の二条を加える。
 （東日本大震災に係る自動車税の減免の特例）
 第十条の八 東日本大震災により自己の所有に係る自動車に損害を受けた場合における第六十九条の規定の適用については、同条第二項中「災害の発生した日の属する年度」とあるのは「平成二十二年度又は平成二十三年度」と、同条第三項中「その理由がやんだ日から六十日を経過する日」とあるのは「その理由がやんだ日から六十日を経過する日又は納期限」とする。

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除）

第十條の九 施行令附則第三十二條第四項各号に掲げる者が、附則第十條の二の七第

一項の規定の適用を受けることとなつた場合においては、同項に規定する他の自動車（第五十九條第一項に規定する自動車に限る。）に対する平成二十三年度から平成二十五年まで各年度の分の自動車税に係る徴収金の納税義務を免除する。

2 対象区域内自動車（第五十九條第一項に規定する自動車に限る。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

3 前二項の規定の適用については、法附則第五十四條第四項から第六項まで及び同条第八項に規定するところによる。

附則第二十一條第三項中「第四十條の十六の八及び」を削る。

（福島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二條 福島県税条例の一部を改正する条例（平成二十年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項、第三項、第八項及び第十二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三條 福島県税条例の一部を改正する条例（平成二十二年福島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一條第三号中「平成二十五年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改める。

附則第二條第五項中「平成二十五年」を「平成二十七年」に改める。

附 則

（施行期日）

第一條 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中福島県税条例第三十八條の四第一項、第三十九條の十七第一項、第三十九條の十九第一項、第四十條の八第一項及び第四十條の十第一項の改正規定、同条例第四十一條の九の次に一條を加える改正規定、同条例第四十二條の十二第一項の改正規定、同条例第五十二條の次に一條を加える改正規定並びに同条例第六十六條第一項、第六十八條第一項、第七十八條第一項、第八十條第一項、第九十六條の九第一項及び第九十六條の十一第一項の改正規定 この条例の公布の日から起算して二月を経過した日

二 第一條中福島県税条例附則第九條に三項を加える改正規定（同条第八項に係る部分に限る。）及び同条例附則第九條の四第三項の改正規定 平成二十三年十月二十日

三 第一條中福島県税条例第二十六條の三の改正規定並びに同条例附則第五條の四、同条例附則第五條の四の二及び同条例附則第五條の五の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同条例附則第六條第二項各号列記以外の部分の改正規定（「前

條の規定にかかわらず」を「附則第五條の五の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）並びに同項第二号の改正規定並びに次條第一項の規定 平成二十四年一月一日

四 第一條中福島県税条例附則第六條の改正規定（同条第二項各号列記以外の部分の改正規定（「前條の規定にかかわらず」を「附則第五條の五の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）及び同項第二号の改正規定を除く。）及び次條第二項の規定 平成二十五年一月一日

（県民税に関する経過措置）

第二條 第一條の規定による改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）第二十六條の三第一項及び第二項、附則第五條の五並びに附則第五條の六の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新条例第二十六條の三第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例附則第六條第一項及び第二項の規定は、平成二十五年以後の年度分の個人の県民税について適用し、第一條の規定による改正前の福島県税条例（以下「旧条例」という。）附則第六條第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三條 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十三年六月三十日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四條 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十三年七月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧条例第四十條の三第十四項の規定は、同項に規定する貸付け（当該貸付けの申込みの受理が平成二十三年六月三十日前であるものに限る。）に係る不動産の取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

3 新条例第四十條の十九第五項第二号の規定は、平成二十三年三月十一日以後に発生した天災その他災害により滅失し、又は損壊した不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得について適用する。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五條 新条例附則第十條の二の三の規定は、平成二十三年七月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六條 この条例（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例による

(設置)

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定に基づき、福島県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験を有する者、スポーツ団体の構成員その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、企画調整部において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成二十三年十一月一日から施行する。

2 福島県スポーツ振興審議会条例（昭和二十七年福島県条例第二十号）は、廃止する。

3 平成二十三年八月二十三日に廃止前の福島県スポーツ振興審議会条例（以下「旧審議会条例」という。）第三条の委員であった者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第二条第二項の規定により福島県スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、同月二十三日後も旧審議会条例第二条の福島県スポーツ振興審議会が引き続き存続するものとした場合の施行日における旧審議会条例第三条の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 平成二十三年八月二十三日に旧審議会条例第五条第一項の規定により定められた福

島県スポーツ振興審議会の会長であった者又は同条第三項の規定により指名された委員であった者は、それぞれ、施行日に、第四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（スポーツ課）

福島県条例第八十八号

福島県地域医療再生臨時特例基金条例及び福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

（福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部改正）

第一条 福島県地域医療再生臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の四第二項第十号又は第十一号」を「第三十条の四第二項第九号又は第十号」に改める。

（福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部改正）

第二条 福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例（平成二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第九号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（地域医療課）

福島県条例第八十九号

福島県建設業法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県建設業法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十五条第二項の規定に基づく福島県建設工事紛争審査会の紛争処理の申請者」を「第二十五条第三項の規定により置かれた都道府県建設工事紛争審査会（以下「福島県建設工事紛争審査会」という。）に対して同条第二項に規定する紛争処理の申請をする者」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し県の区域に、同日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、建設工事の請負契約に関する紛争で東日本大震災に起因するものにつき、平成二十六年二月二十八日までに、福島県建設工事紛争審査会に対して法第二十五条の十一第一号に規定するあつせん又は調停の申請をする場合には、第三条の規定にかかわらず、その申請に係る手数料を

納めることを要しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県建設業法関係手数料条例（以下「改正後の条例」という。）附則第四項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に申請された同項に規定する申請について適用する。
- 3 この条例の施行の前日に納付された改正後の条例附則第四項に規定する申請に係る手数料については、福島県建設業法関係手数料条例第六条本文の規定にかかわらず、返還することができる。

（技術管理課建設産業室）